

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関西補給処
調達会計部長 錦織 潤

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
5RGE1G400550	5RGW1A00033 0001	662528292525	MS-C000078B
品名 または 件名			
通信電子器材の診断・修理 「師団対空情報処理装置試験装置 J T E M - Q 3 - E」 (診断)			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所			
10後支連	2整備大	高射直支	引渡場所
搬入場所			
10後支連	2整備大	高射直支	納期または工期
10後支連 2整備大 高射直支			
令和7年11月28日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 関西補給処（宇治駐屯地）調達会計部 契約課 契約班
ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/madep/uji/nyusatsu/newpage2.htm>

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。希望者には個別に対応する。

入札日時場所：令和7年8月26日（火）10時00分 調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(競争参加資格細部)

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格において近畿地域の競争参加資格を有すること。
なお、入札に参加する場合は、資格審査結果通知書（写）を入札期日までに提出すること。（FAX可）
- (3) 契約担当官等から指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

8 入札及び契約条件

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(単価)に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格（落札単価×予定数量に消費税相当額を加えた金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（落札単価×（予定数量一納入済数量）に消費税相当額を加えた金額）の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 応札者は落札決定後、契約書を官側と交わすものとする。
- (4) 適用する契約条項は、補給処等用標準契約書の「役務請負契約条項」、「談合等の不正防止に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

9 入札の無効

- (1) 第2項及び第7項に定める入札資格のない者の入札
- (2) 「暴力団排除に関する誓約事項」の内容に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (3) 入札金額、入札者氏名が判明し難い入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

10 その他

- (1) 郵便入札の場合は、書留等の受け渡しが確認できる処置をして、入札期日前日17時（前日が土日祝日の場合はさらにそれらの前日の17時）までに関西補給処 調達会計部 契約課 契約第2班 担当者必着とする。郵便入札参加者は送付したことを確認できるものを手元に保管しておくこと。
※注意事項：郵便入札においては、送付する封筒に入札件名「〇月〇日〇時〇分入札 ○〇〇〇の件入札書在中」と明記すると共に、必ず発送の旨を事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- (2) 入札参加希望者は、入札書等を入札期日前日までに、HPより印刷又は調達会計部契約課担当より受領されたい。
- (3) 入札代理人の場合は、権限を委任したことを証明する委任状を提出すること。
- (4) 入札参加予定者は、必ず開札時刻の5分前までに入札室に集合されたい。
- (5) 再度入札を行う場合については、初度入札応札者へ別途連絡する。
- (6) 不明事項については、下記まで問い合わせられたい。
- (7) ※今回の内容は、「診断」となります。

京都府宇治市五ヶ庄官有地

陸上自衛隊関西補給処（宇治駐屯地）

調達会計部契約課契約第2班 担当：糸井 電話：0774-31-8121（代表） 内線 296

f a x : 0774-32-4580（直通）

契約課メールアドレス : fin-madep@inet.gsdf.mod.go.jp

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
	MS-C000078B
通信電子器材の診断・修理	作成 令和5年8月31日
	変更 令和7年2月21日
	作成部隊等名 関西補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関西補給処で外注する通信電子器材（以下、“器材”という。）の診断及び修理（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、GLT-CG-C000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

計量法（平成4年法律第51号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装ブ武第188号（31.1.9）〕

c) 製造者の技術資料

製造時の技術資料又は、技術提携に基づく製造者の技術資料

1.3.2 関連文書

関連文書が必要な場合は、調達要領指定書によって指定する。

2 整備に関する要求

2.1 一般的な要求事項

一般的な要求事項は、次による。

- a) G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の 2.1 による。
- b) この役務は、 “情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）” 及び “情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）” に基づき、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策などを行う。
- c) I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 2.2 による。

2.2 対象品名・数量

対象品名及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の種類

整備の種類は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の 2.2 b) による “修理” とする。

2.4 部品・副資材

部品・副資材は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の 2.9 による。

2.5 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の 2.3 による。細部は、調達要領指定書によって指定する。

2.6 整備・診断作業

整備及び診断作業は、表1～3による。細部は、調達要領指定書によって指定する。

表1－診断作業表（診断作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検	対象品の外観状況、構成品及び附属品を目視点検する。
2	分解	対象品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。
3	洗浄・清掃	油脂、ちり、ほこりなどの汚れを除去する。
4	診断	<p>a) 目視、測定機器などを使用した点検・計測によって、部品の交換、補充又は修正の要否を判定する。この際、点検・計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。</p> <p>b) 契約の相手方は、診断後に整備診断明細書を提出し、契約担当官等の承認を受ける。</p>
5	組立	番号2で分解した部品を組立て、元の状態に復元する。 なお、組立てに伴う消耗品の交換、調整及び給油脂を含む。

表2－整備作業表（整備（又は修理）作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検	対象品の外観状況、構成品及び附属品を目視点検する。
2	分解	対象品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。
3	洗浄・清掃	油脂、ちり、ほこりなどの汚れを除去する。
4	整備	本文の箇条2によるほか、整備診断明細書に基づき整備する。 なお、故障部位が特定されており診断を必要としない場合は、調達要領指定書によって指定する。

表2—整備作業表（整備（又は修理）作業方式）（続き）

5	組立	番号2で分解した部品を組立て、元の状態に復元する。 なお、組立てに伴う消耗品の交換、調整及び給油脂を含む。
6	校正	校正を行う必要が有る場合は、次によって、実施する。 a) 基準器によって、構成品の誤差を測定する。 b) 測定の結果、校正基準に合致しない場合は、合致するように調整する。 c) 校正結果に基づき、校正成績書又はそれに準ずる書類（以下、“校正成績書”という。）を作成する。
7	試験	3.1による。

表3—整備診断作業表（整備（又は修理）診断作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検	対象品の外観状況、構成品及び附属品を目視点検する。
2	分解	対象品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。
3	洗浄・清掃	油脂、ちり、ほこりなどの汚れを除去する。
4	診断	a) 目視、測定機器などを使用した点検・計測によって、部品の交換、補充又は修正の要否を判定する。この際、点検・計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。 b) 契約の相手方は、診断後に整備診断明細書を提出し、契約担当官等の承認を受ける。
5	整備	本文の箇条2によるほか、整備診断明細書に基づき整備する。
6	組立	番号2で分解した部品を組立て、元の状態に復元する。 なお、組立てに伴う消耗品の交換、調整及び給油脂を含む。
7	校正	校正を行う必要が有る場合は、次によって、実施する。 a) 基準器によって、構成品の誤差を測定する。 b) 測定の結果、校正基準に合致しない場合は、合致するように調整する。 c) 校正結果に基づき、校正成績書を作成する。
8	試験	3.1による。

2.7 修理基準

修理基準は、次による。ただし、修理基準によることが困難な場合は、新たに製造者の技術資料（3部）を提出し、契約担当官等の承認を受ける。

- a) G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の2.5 c) 及びd)
- b) 承認を受けた製造者の技術資料

2.8 校正基準

校正基準は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造会社標準校正の項目及び校正点と同等とする。

なお、校正に用いる基準器は、計量法に基づき公共機関が実施する校正に合格した基準器で、校正有効期限内の基準器でなければならない。

2.9 整備実施場所

整備実施場所は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の2.6 a) に示す“営業所等”とする。ただし、変

更などがある場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.10 環境条件

環境条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の3.1.1による。

2.11 整備除外品目

整備除外品目は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.8による。

2.12 部品及び材料

部品及び材料は、GLT-CG-Z500002の**附属書A**のA.4による。

なお、GLT-CG-Z500002の**附属書A**のA.4によらない場合は、官側との調整による。

2.13 塗装及び染色

塗装及び染色は、GLT-CG-Z500002の**附属書A**のA.5による。

2.14 附属品及び予備品

附属品及び予備品は、GLT-CG-Z500002の**附属書A**のA.6による。

2.15 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、必要に応じて、調達要領指定書によって指定する。

2.16 給油脂など

給油脂などは、GLT-CG-Z500002の2.11による。

2.17 外観・機能・性能

外観、機能及び性能は、GLT-CG-Z500002の2.12による。

2.18 整備品等の表示

整備品等の表示は、任意の見やすい箇所に修理会社名又は社章及び修理年月日を容易に消えない方法で表示する。

2.19 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項は、GLT-CG-Z500002の2.14による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造会社の社内基準及び規格とし、その判定基準は、2.7、2.8及び2.17による。

なお、試験に必要な器材、設備などについては、GLT-CG-Z000001の3.1.2による。

3.2 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.1による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の

4.2による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるほか、特に必要と認められる場合は、調達要領指定書によって指定する。

なお、無償貸付及び官給の時期並びに場所は、官側の指示による。

5.2 合格証

合格証は、GLT-CG-Z500002の5.4.1 b)による。

5.3 試験成績書

試験成績書は、GLT-CG-C000001の箇条7による。

5.4 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

表4-提出書類

番号	提出書類	部数	書類提出先	提出時期等
1	受領書 ^{a)}	5	物品管理官	対象品の引渡し時
2	官給品申請書	3	契約担当官等	必要に応じて
3	無償貸付申請書	3	契約担当官等	必要に応じて
4	整備診断明細書	5	監督官	診断作業終了後速やかに
5	修理費見積書	5	監督官	診断作業終了後速やかに
6	試験成績書 ^{b)}	1	検査官	完成検査受検時
7	校正証明書 ^{c)} （又は校正結果報告書 ^{d)} ）	1	検査官	完成検査受検時 認定シンボル付き校正証明書が必要な場合は、調達要領指定書によって指定する。
8	校正成績書（又はそれに準ずる書類） ^{c)}	1	検査官	完成検査受検時
9	使用計測器にかかる書類（校正証明書を含む。） ^{c)}	1	検査官	完成検査受検時
10	納品書・（受領）検査調書 ^{a)}	5	検査官	対象品の返納時

注^{a)} 現地整備の場合は提出を省略してよい。

注^{b)} 診断作業のみ実施又は校正の場合は提出を省略してもよい。

注^{c)} 校正を行った場合は提出する。

注^{d)} 校正が不能の場合は提出する。

5.5 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1, 6.2及び6.4による。

5.6 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、知り得

た保護すべき情報（“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下，“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下，“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び別紙“調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

5.7 役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者は、この役務で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ者とする。
- c) a)の業務従事者は、b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ者とする。
- d) c)の業務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

5.8 輸送

輸送は、GLT-CG-Z500002の7.1による。

5.9 保管の責任

保管の責任は、GLT-CG-Z500002の7.2による。

5.10 官側の支援

契約の相手方は、次に示す事項について、官側と協議の上、官側の支援を受けてよい。

なお、支援の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として実施する。

- a) 駐屯地施設の利用
- b) 官側が保有する器材、工具などの使用
- c) 官側の保有する施設、設備、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) 駐屯地における搬入器材の保管
- e) その他官側が必要と認めた事項

5.11 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受けなければならない。

5.12 その他の必要事項

その他の必要事項については、調達要領指定書によって指定する。

6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1**の**8.3**による。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	5RGW1A00033
	調達要求年月日	令和7年7月4日
	作成部課	装備計画部通信電子課
	作成年月日	令和7年7月3日
品名	通信電子器材の診断・修理 「師団対空情報処置装置試験装置JTEM-Q3-E」(診断)	
仕様書番号	MS-C000078B 通信電子器材の診断・修理	

指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。

2.2 対象品名・数量

対象品名	型式	器材番号	数量	備考
師団対空情報処置装置 試験装置	JTEM-Q3 -E	7	1	診断部分：シェルタJS-Q9 製造会社：昭和飛行機工業株式会社

2.5 整備の作業方式

- d) 診断作業方式

2.6 整備・診断作業

表1－診断作業表（診断作業方式）

2.9 整備実施場所

陸上自衛隊豊川駐屯地（第10後方支援連隊第2整備大隊高射直接支援隊）

5.6 情報の保全

適用しない。

入札書

金額￥ (税抜)

品名	規格	単位	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
通信電子器材の診断・修理「師団対空情報処理装置試験装置JTEM-Q3-E」(診断)	仕様書のとおり	式	1		
				合計(税抜)	
					-以下余白-
納入場所	10後支連 2整備大 高射直支		納期	令和7年11月28日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官(分任契約担当官)

陸上自衛隊関西補給処

調達会計部長 殿

住所
会社名
役職・代表者名
代表者連絡先
担当者名
担当者連絡先